

令和 8 年度 太良町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

太良町建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、太良町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、太良町耐震改修促進計画第 3 章 2 に基づき策定する。

| | |
|-------|--|
| 対象区域 | 太良町全域 |
| 対象建築物 | 対象区域内の住宅で建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に建築工事に着手したもの |
| 計画期間 | 平成 27 年度から令和 8 年度までとし、目標の達成状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し等を行う |

3 取組内容・目標・実績

| 計 | 令和 8 年度の取組内容 | 令和 8 年度の目標 |
|---|---|--|
| 画 | 【財政的支援】 1 住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援を実施 【普及啓発等】 1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・町内全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に耐震支援に関するチラシを同封） 2 耐震事業相談者に対する耐震化促進の説明を実施 ・耐震診断相談時に、耐震改修までの補助事業の説明を行う。また、耐震改修を行っていない所有者を対象に、無料相談を実施する。 3 改修事業者の技術力向上等 ・県で耐震改修施工技術者育成会を実施 4 町民への周知普及 ・町報及びホームページに耐震支援制度の記事を掲載 ・戸別訪問の実施 | 住宅耐震診断実施：3 戸 住宅耐震改修設計及び工事：1 戸 |
| | | 前年度（令和 7 年度）までの実績 |
| | | 【令和 5 年度】 住宅耐震診断実施：1 件 【令和 7 年度】 住宅耐震診断相談：2 件 住宅耐震診断実施：1 件 |

| 自己評価 | 前年度（令和 7 年度）の取組実績 | 前年度（令和 7 年度）の課題 |
|------|---|------------------------------------|
| | ・町内全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に耐震支援に関するチラシを同封） ・町報及びホームページに耐震支援制度の記事を掲載 ・耐震診断を行った方への耐震・改修の案内 | ・事業の利用に向けて、補助制度の推進を図る検討が必要。 |
| | | 改善策 |
| | | 耐震改修補助を所有者が利用しやすい環境整備をさらに検討構築していく。 |